

知的障害者のグループホームの意義と課題

— 共同生活の支援という視点から —

The significance and challenges of group homes for intellectually disabled persons

—From the perspective of supporting communal living—

鍛 治 智 子

Tomoko KAJI

I. 研究の背景

1. 障害者の居住の場

わが国の障害福祉施策の展開において障害者の居住の場の確保・整備は、入所施設の拡充路線から在宅福祉の充実、入所施設から地域の住まいへの移行と転換が図られながら、グループホーム（共同生活援助）の整備・拡充が進められてきた。

居住の場は日本国憲法第25条で示される「健康で文化的な最低限度の生活」を営む上で重要な基盤である。岡部真智子は国連の社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）（1966年採択、1976年発効）の第11条4号「居住の権利」についての詳細説明である、「一般的意見4号」（国連の社会権規約委員会が1991年に発表）における「適切な住居」の定義を踏まえ、その意味するところは他者から排除されない（立ち退きを求められない）、経済的に適切な負担で住める、広さや温度等が健康に害を与えない、不利な状況にある人にとって利用可能であるなど、健康で安心して生活を送るための環境が整った住居であるという（岡部2023：15）。

障害者の居住の場もこれらの要素を満たした場である必要があり、一人ひとりの個別の

ニーズに対する支援の提供が求められる。また障害者権利条約第19条（a）では「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。」と明記され¹⁾、居住地域、住まいの形態、同居者などに関して障害者自身が選択していくことが示されている。したがって社会権規約委員会が示す「適切な住居」は、ある特定の地域や形態の住居に限定されるものではなく、一人ひとりの障害者の住まい方、ひいては生活の仕方に合わせて選択できる体制を整備する必要がある。

「障害者の居住の場」と言ってもさまざまであるが、本研究は知的障害者の居住の場に注目する。その理由の1つは、わが国で最初に国の制度として開始されたグループホームは「精神薄弱者地域生活援助事業」（1989年）で、知的障害者を対象にしたものであったことがある。もう1つは、グループホームの整備が進められてきた中で、「事実上、知的障害者の居住場所の選択は『親と同居』『施設入所』『グループホーム入居』のいずれかに限定されている」（堀内浩美2013：2）ことにある。

また在原理恵は、グループホームがさまざまな対応力を求められるがゆえに職員配置を厚くしようと、その結果、定員規模の拡大につながることもあることを指摘する（在原2022：123）。そして、グループホームが「家」としての居住支援の機能を重装備していくことで本質的価値を見失う危険性がないか、慎重な検討が必要であるという（在原2022：123）。これらの指摘も踏まえ、今後、障害者の居住の場の確保・整備を進めていく上で知的障害者の居住の場、特にグループホームで暮らすことについて一層議論を重ねる必要がある。

2. 共同生活の場としてのグループホーム

現行のグループホーム（共同生活援助）は、障害者自立支援法（2005年）においてケアホーム（共同生活介護）とともに整備された。2014年にケアホームがグループホームに一元化され、介護サービス包括型と外部サービス利用型の分類が作られた。また一人暮らしへの移行支援としてサテライト型住居も創設された。さらに2018年には障害の重度化・障害者の高齢化に対応するために日中サービス支援型の類型が創設され、現在は3つの類型がある。共同生活住居ごとに1つのユニットが必要で、ユニットの入居定員は2人以上10人以下とされ、個室を原則としている。2022年10月1日現在の事業所数は12,281か所（前年は11,056か所、増減率11.1%）と、その数を増やしてきている（厚生労働省2023：5）。

また近年の社会保障審議会障害者部会における障害者の居住支援に関する議論では、グループホームにおける重度障害者の受入体制の整備や、一人暮らし等の希望に対する支援の充実のための新たなグループホームのサービスタイプの検討が提案されている（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

2022）。現在のグループホームは複数のサービス類型のもと、地域生活への移行の促進、親元からの自立・親なき後への対応、一人暮らし等への移行支援など、多様な側面を持った居住の場として位置づいているのである。

そしてグループホームの大きな特徴の1つは、共同生活の場でもあることである。在原は「障害のある人が複数人で住居の一部を共有し、その住居に付随する支援者から支援を受ける生活形態であり、居住支援が受けられるプライベートな空間でありつつ、他の入居者と共有する部分もある」ことが、多様さを増した現代の障害者グループホーム像の共通項として定義できるだろうという（在原2022：128）。サテライト型が創設されたことで、必ずしもグループホーム入居者全員が他者と共同生活をしているわけではなく、またアパートを活用したグループホームなど一人ひとりの居室（居住空間）の独立性がより高いタイプもあるが、やはり基本は共同生活である。

宮本秀樹は、グループホームとアパートには、居住者同士の関係性という点での決定的な違いがあると指摘する（宮本2018：26）。またPwCコンサルティング合同会社がグループホーム入居者に対して実施した調査では、「グループホームの仲間がいるのでさみしくない」（45.5%）ことがグループホームでの生活の良い点の上位にある一方で、「周りの人がうるさいときがある」（34.1%）が嫌だと思ふことの最多である（PwCコンサルティング合同会社2022：53）。共同生活であることは、入居者である障害者にとって生活の質の向上につながる面もあれば、逆にそこでの生活を困難にする要因になりうることもある。この点は、知的障害者のグループホームでの生活を疎外する要因の1つに入居者同士の人間関係の悪化がある（松永千恵子2015：60）

ことや、グループホームに入居する障害者の退去の一因に集団生活への不適応がある（古屋和彦・志賀利一・信原和典ら2018：82-83）²⁾ことも指摘されている。

したがってグループホームという居住の場での生活支援は、共同生活を支えるという視点が求められてくる。中尾寛子・杉崎千洋・加川充浩（2007）も、知的障害者のグループホームの世話人が入居者同士の人間関係づくりや紛争解決の必要性を認識していることを明らかにしている。グループホームは入所施設に対して、地域の中で家庭的な雰囲気での共同生活を営む場とされるが、入居する障害者たちが共同生活の相手をお互いに選べるわけではない。そもそも障害の有無にかかわらず、他者との共同生活を苦手とすることや、何らかのストレスや不満等を抱えることはごく自然に生じる。特に知的障害者はコミュニケーションや意思疎通に困難を抱えやすく、強いこだわり行動への配慮・対応を必要とすることも少なくない。共同生活を前提としたグループホームでの生活では、他者とのコミュニケーションやお互いの生活を尊重するためのきめ細やかな配慮や支援が必要である。

II. 研究目的および研究方法

本研究は知的障害者の障害特性を踏まえて、「共同で暮らす」ことに着目しながら、知的障害者の地域における居住の場であるグループホームの意義と課題を明らかにする。具体的にはグループホーム職員の視点から、ともに暮らす人がいることが知的障害者にとってどのような肯定的影響あるいは生活上の困難につながっているかを検討する。そして一人ひとりの障害程度や特性、年齢や入居の背景等も異なる中で、知的障害者が共同で暮らすことを支えるための工夫や運営のあり方、支援上の困難を明らかにする。

研究方法として、A市内で知的障害者を対象に運営されているグループホームに対し、郵送による自記式・無記名のアンケート調査を実施した（調査期間：2024年3月1日～3月22日）。調査対象の選定にあたってはA市が運営する障害福祉情報提供サイトの障害福祉サービス事業所検索機能を用いた。当サイトで介護サービス包括型、外部サービス利用型、日中サービス支援型の全ての類型を対象として検索された共同生活援助事業所のうち、主たる対象者に「知的」を含む事業所（2024年2月20日検索時点で310か所）にアンケート用紙を配布した。

調査項目は大きく、0. 回答者について、I. 事業所について（運営主体、開設年、定員、入居者数、職員配置状況、ホーム数および類型など）、II. 入居者について（年齢、障害者手帳の所持状況、障害支援区分、居住期間など）、III. 共同生活を営む上での取り組みについて（事業所として定めているルールや取り決め）、IV. 入居者の生活について（基本的な過ごし方、共同生活により身についた・伸びたと思われる力、共同生活における生活の質の向上、入居者間のトラブル）、V. 知的障害のある人のグループホームでの生活の支援について（円滑な人間関係のための工夫、支援上の困難）、VI. 知的障害のある人がグループホームで暮らすことについて（共同生活において重要なこと、自由記述）とした。なお項目I. 事業所については、一般社団法人日本グループホーム学会調査研究会（2019）、公益財団法人日本知的障害者福祉協会（2021）、PwCコンサルティング合同会社（2022）の調査項目を参考にして作成した。

III. 倫理的配慮

アンケート用紙の配布の際に、調査目的や調査方法、回答は任意であり回答しなくても

不利益にならないこと、研究への参加と同意の撤回、回収したデータの取り扱いと結果の公表、匿名化などのプライバシー保護等について記載した依頼状および説明書を同封し、研究への参加に同意する場合は返信用封筒にて回答結果を返送してもらうようにした。

なお本研究は、金城学院大学人を対象とする研究に関する倫理審査委員会の承認を得て実施した。

IV. 研究結果と考察

1. 回答事業所の概要

A市内の310か所の共同生活援助事業所にアンケート用紙を配布し、68か所から返送があった。そのうち、回答の記入状況と、療育手帳所持者数の回答内容から主たる入居者が知的障害者ではないと判断したところを除き、有効回答数は51（有効回答率16.5%）となった。有効回答数の状況から、今回は結果を単純集計およびクロス集計するにとどめた。

アンケートは事業所単位で、2024年2月1日時点の回答を求めた。回答者の職位（複数回答）は「管理者」30名、「サービス管理責任者」24名、「生活支援員」9名、「世話人」8名、「その他」6名、無回答1名であった。運営主体は多い順に「営利法人」18か所、「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」16か所、「NPO法人」13か所、「社団・財団法人」3か所、「社会福祉協議会」1か所であった。開設年は無効回答2件を除き、「1996～1999年」が3か所、「2000～2005年」が4か所、「2006～2010年」が5か所、「2011～2015年」が6か所、「2016～2020年」が17か所、「2021年以降」が14か所と、比較的新しい、あるいは開設して間もない事業所が多かった。事業所の定員規模³⁾は「1～4名」1か所、「5～9名」16か所、「10～19名」17か所、「20～29名」13か所、「30～39名」2か所、「40名以上」2

か所で、事業所定員が20名以下のところが半数以上であった。

2. グループホームの運営状況

(1) 運営体制

①共同生活住居（ホーム）の状況

まず各事業所が所有する住居⁴⁾について、共同生活住居（以下、ホーム）は合計163か所、サテライト住居は合計9か所で、約7割の事業所が複数のホームを所有していた。なおサテライト住居での生活は一人暮らしに近いものになり、共同生活としての要素は少ないことから、本研究ではサテライト住居を除いて検討していく。

類型別では「介護サービス包括型」が124か所と圧倒的に多く、「外部サービス利用型」は25か所、創設されてからあまり年数が経っていない「日中サービス支援型」は2か所であった。建物構造は「一戸建て」96か所、「アパートやマンションなどの集合住宅」41か所、「その他」12か所であった⁵⁾。アパートやマンションなどの集合住宅は、たとえば4LDK一戸を1ユニット・1ホームとして複数名が各自の居室と共用スペースを持って生活する場合もあれば、集合住宅の1号室から3号室までに1名ずつ入居して4号室を食堂や交流室などの共用スペースにするといった、いわゆるワンルーム型のホームもある。今回の調査では各自の居室に台所・浴室・トイレ等を備えているホームが22か所あった。

共同生活を前提としたグループホームであるが、建物構造やホームのあり方によって何をどこまで共有するかや、他の入居者と日常的に交流する機会がどのくらいあるかが異なってくる。さまざまなタイプがあることで個人のニーズに応じて選択できる利点はあるが、制度上のサービスタイプの差異だけでなく、物理的な居住環境の特性に応じた支援が

表1 職員配置の状況（常勤・非常勤別および専従・兼務別）⁶⁾

(単位：人)

	管理者		サービス管理責任者		生活支援員		世話人		合計
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
常勤	12.5	30	6.5	32	54	52	70	48	305
非常勤	2	7	6	7	132	86	126	155	521
合計	14.5	37	12.5	39	186	138	196	203	

※兼務の場合は各職種で1名ずつとした。

提供される必要もあるということである。

また「男性専用ホーム」60か所、「女性専用ホーム」47か所、「男女共用ホーム」33か所（無効回答3件を除く）と、ホームの対象を性別で定めているところが多かった。

②職員配置の状況

次に職員の配置状況は、表1のような結果になった。

生活支援員や世話人を中心に非常勤職員が多く、専従者の合計409名に対して兼務者の合計が417名とあまり差がない状況である。また夜間支援従事者を配置しているところが37か所・計250名、看護職員を配置しているところが12か所・計25名であった。

職員の保有資格等（複数回答）の状況としては、「社会福祉士」38名、「精神保健福祉士」19名、「介護福祉士」125名、「介護支援専門員（ケアマネジャー）」16名、「看護師・保健師」26名、「介護職員初任者研修・ホームヘルパー1級・2級」154名、「強度行動障害支援者養成研修」修了者105名、「その他」8名で、これらの資格保有者が全くいない事業所は5か所のみであった。介護サービス包括型事業所が多いこともあり、介護福祉士や介護職員初任者研修等、ケアに関する専門性を持った職員が多いことが分かる。

(2) 入居者の状況

入居者⁷⁾については男性専用ホームが多いこともあってか、男性368人、女性223人（無効回答1件を除く）と差が見られた。年齢層は40代～50代が多いが、居住期間は「1

年～3年未満」が最も多い（表2）。居住期間が短いには2021年以降開設の事業所が一定数あることが考えられる。また、あるグループホームから別のグループホームに転居するケースもあり、現在のグループホームでの居住期間が短くとも、グループホームとい

表2 入居者の年齢層・グループホーム居住期間・障害支援区分認定（N=648）

項目	カテゴリー	人数(人)	割合(%)
年齢	10代	10	1.5
	20代	71	11.0
	30代	110	17.0
	40代	164	25.3
	50代	200	30.9
	60～64歳	52	8.0
	65～74歳	33	5.1
	75歳以上	8	1.2
グループホームの居住期間	1年未満	81	12.5
	1年～3年未満	162	25.0
	3年～5年未満	116	17.9
	5年～10年未満	118	18.2
	10年～15年未満	93	14.4
	15年～20年未満	37	5.7
	20年以上	41	6.3
障害支援区分	区分1	5	0.8
	区分2	89	13.7
	区分3	163	25.2
	区分4	176	27.2
	区分5	106	16.4
	区分6	108	16.7
	区分なし	1	0.2

※小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

う場での居住経験自体は長い場合も考えられる。しかし40代や50代が多い中で居住期間が5年未満の人が半数を超えていることは、親の高齢化により「親なき後」の生活がより現実味を帯びてくる時期に、グループホーム入居が選択されている可能性もある。

また入居者の障害支援区分の認定状況としては、「区分4」（176名・27%）と「区分3」（163名・25%）が多い。

また発達障害がある入居者が「いる」ホームは23か所・78名（無回答5件を除く）、強度行動障害がある入居者が「いる」ホームも23か所・69名（無回答1件を除く）であった。強度行動障害は自分自身や他者に何らかの危害がおよぶような行動が現れやすく、ともしれば他者との共同生活が困難になりやすい。今回の調査結果では入居者全体の約1割が強度行動障害がある人であり、知的障害の特性だけでなく強度行動障害の特性を理解して配慮や環境調整のできる職員の配置・養成と、物理的な環境整備も含めたグループホームでの生活支援の体制づくりが求められるといえる。

3. グループホームでの共同生活が知的障害者にもたらすもの

(1) グループホームでの共同生活の状況

表3のように、ほとんどのグループホーム

が共同生活を営む上で何らかのルールを定めている（網掛けの回答数は上位3つのもの）。

共同生活の場では個人の占有物・空間と共用物・空間が混在しており、「個人の所有物の管理方法」や「入居者間の居室の行き来のルール」など個人のプライベートを尊重するためのルールと、共用の空間をいかにお互い気持ちよく過ごすことができるかに関するルールに重点が置かれている傾向がうかがえる。また「食事の開始時間」が定められていることはホームの運営面の事情もあるだろうが、孤食を防いで入居者同士が交流を持つ機会になり、生活リズムの形成につながっていると考えられる。また「その他」では飲酒（3か所）や喫煙（3か所）ルールへの言及も複数あった。

一方で入居者の基本的な過ごし方という点、「一部の入居者がほぼ共用スペースで、大半の入居者がほぼ自室で過ごしている」が21か所と最多で、「全員がほぼ自室で過ごしている」と「一部の入居者がほぼ自室で、大半の入居者がほぼ共用スペースで過ごしている」が11か所ずつ、「全員がほぼ共用スペースで過ごしている」1か所、「その他」7か所であった。共同生活の場ではあるが、実際には多くの入居者が基本的には自室で過ごしているということは、個人の自室でも十分に時間を過ごすことができる環境があるともい

表3 共同生活を営む上で定めているルール・決めごと（複数回答）（N=51）

カテゴリー	回答数	カテゴリー	回答数
家事の役割分担	14	共用備品の使用方法	21
門限（帰宅時間）	27	共用備品の使用時間	16
食事の開始時間	31	共用スペース（リビング、台所、浴室、トイレ等）の使用方法	33
個人の所有物の管理方法	29	共用スペース（リビング、台所、浴室等）の使用時間	29
居室の使用方法	25	その他	14
入居者間の居室の行き来のルール	30	特にルールは定めていない	4
入居者間の貸し借りの禁止	22		

える⁸⁾。しかし「その他」で、2020年から流行した新型コロナウイルスへの対策としての接触回避により、自室での生活が定着してしまっているとの回答もあることから、グループホームが有する入居者同士の交流や豊かな人間関係の形成といった機能に変質している可能性も考えられる。

(2) 共同生活の意義

グループホーム職員からみて、共同生活によって入居者に身についた・伸びたと思われる力（複数回答）として最も多いものは「身の回りのことを自分で行う力」（30か所）で、次いで「自分の意思を伝える力」（29か所）、「協調性」（28か所）であった（表4）（網掛けの回答数は上位3つのもの）。

特に「自分の意思を伝える力」や「協調性」は他者との関わりが根底にあり、グループホームにおいて他の入居者と直接関わったり、他の入居者の行動から間接的に刺激を受けたりする機会があることが、グループホームで暮らす知的障害者のエンパワメントにつながっていると捉えられていることがうかがえる。

ところで、「誰かとともに暮らす」という点では、家族との同居や入所施設での暮らしも同様である。しかし家族関係はその他の人間関係とは異なる特質を帯びやすい。鍛治智子は親元を離れてグループホームに入居した

知的障害者が、グループホームでの人間関係や生活の仕方と、実家での人間関係や生活の仕方との違いを認識し、グループホームと実家とで異なる振る舞いをしていること、またそれを知的障害者自身が自覚していることを明らかにしている（鍛治2024）。岡部茜が「家族関係にない他者との生活は、家族内の役割から離れることでもあり、新たな他者との関係をつむぎなおす機会となる」（岡部2020：54）というように、グループホームが家族とは異なる立場の人々との共同生活であるからこそ生まれる作用がある。また入所施設と比較した際に、宮本（2018）がグループホームを〈集合生活〉、入所施設を〈集団生活〉と捉え、入所施設はグループホームと比較して一人であることの意味の出発点が異なると指摘しているように、やはり「誰かとともに暮らす」ことの質的な違いがある。

またグループホームは「家庭的な雰囲気与生活できる」（40か所）、「寂しくない」（36か所）、「お互い気にかけてくれる」（25か所）という点で入居者の生活の質の向上につながっていると職員から捉えられている⁹⁾。

もともとグループホームは、入所施設に対して、小規模で家庭的な雰囲気与生活できる場とされてきており、職員にもその利点が実感されている。また他者と生活することが苦手な人もいれば、誰かと一緒に暮らしたいと

表4 共同生活によって入居者に身についた・伸びたと思われる力（複数回答）（N=49）

カテゴリー	回答数	カテゴリー	回答数
社会性	20	他者への気遣い	22
協調性	28	他者の意見を聞く力	8
自主性	19	リーダーシップ	5
自律性	11	忍耐力	9
自分の意思を伝える力	29	その他	6
身の回りのことを自分で行う力	30	わからない	4
家事などの日常生活力	16	特になし	1

※無回答1件および無効回答1件を除く

いうニーズを持つ人もいるのであり、グループホームは後者のニーズに応える側面がある。

(3) 共同生活上の困難

しかしはじめに言及したように、共同生活の意義がある反面、共同生活ゆえの困難もある。表5は共同生活で生じやすい入居者間のトラブル（網掛けの回答数は上位3つのもの）であるが、コミュニケーション・意思疎通に関することや、こだわり行動など、知的障害の特性や、発達障害や強度行動障害の特性にかかわるものが多い。また共用スペース・共用備品の使用に関するルールを定めているところも一定数あったが、それが影響してか、空間や備品の使用よりも生活音がトラブルにつながりやすいことが分かる。

これらのトラブルが深刻化して入居者間の人間関係が悪化したり、一人ひとりの安定した生活に支障が生じるような状況になると、そのグループホームでの生活が困難になって退去となることは十分考えられる。したがってトラブルが起きた際の対応はもちろん、入居者同士が日頃から関わりを持ち関係をつくっておくことや、トラブルを事前に回避するような環境調整を行うことが必要になる。

4. 知的障害者の共同生活の支援

(1) 一人ひとりの意思決定を支援し、人間関係を支える

グループホームの職員は入居者同士の円滑な人間関係のために、イベント・行事をはじめ入居者同士が関わる機会をつくっており、トラブルが生じた場合はその仲裁を行っている（図1）。そして入居者が「自分の気持ち・意思を伝えるための支援」と「職員による意思の代弁」という、意思決定支援の重要性がうかがえる。

しかし表6（網掛けの回答数は上位3つのもの）のように、トラブルの仲裁は、職員が特に支援上の困難を抱えていることの1つでもある。

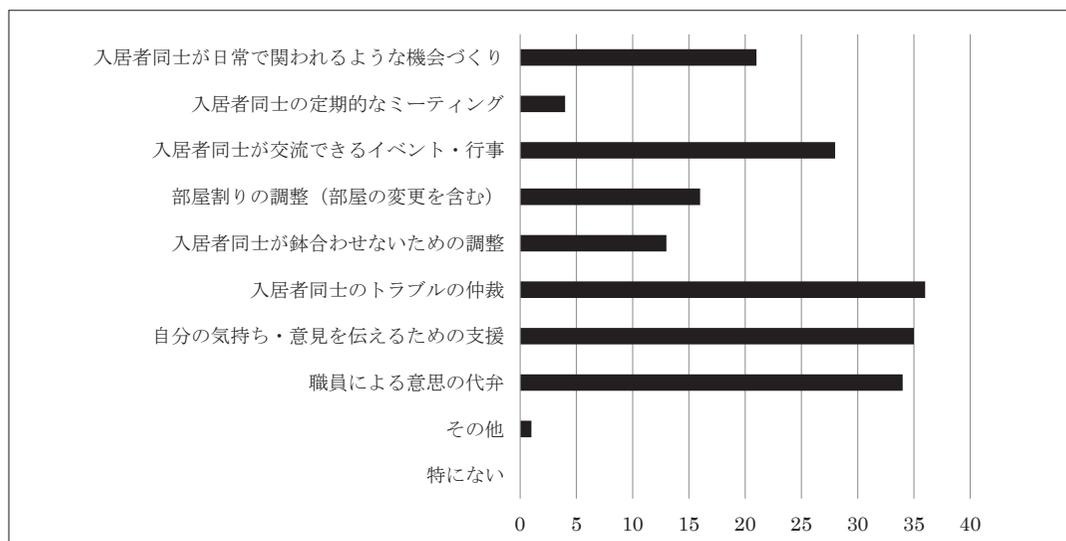
また今回、職員の人数よりも、職員の専門性に課題があるという結果となった。これは、グループホームにおける生活支援は非常勤職員によって担われている面が大きいことが一因であるだろう。また本調査結果からは、ほとんどの事業所に専門資格を持つ職員が勤務しているが、社会福祉士や精神保健福祉士などソーシャルワーク専門職の資格保有者は多くないなど偏りがあることが、何らかの影響している可能性がある。

意思決定支援は知的障害者がグループホームで生活するにあたっての重要な要素であ

表5 共同生活で生じやすい入居者間のトラブル（複数回答）（N=51）

カテゴリー	回答数	カテゴリー	回答数
コミュニケーション・意思疎通に関するトラブル	32	家事などの役割分担に関するトラブル	3
こだわり行動によるトラブル	47	共用スペースや共用備品の使用に関するトラブル	18
入居者間での他害行為	14	他の入居者の生活音への苦情	35
年齢のギャップによるトラブル	2	共同生活上のルールの違反	18
性に関するトラブル	8	その他	4
他の入居者の居室への侵入	24	特になし	1
個人の金品等の紛失・破損・盗難	14		

図1 入居者同士の円滑な人間関係のために実施していること（複数回答）（N=49）



※無回答1件，無効回答1件を除く。

表6 共同生活を支えるにあたり実感している困難（特に当てはまるもの3つまで）（N=47）

カテゴリー	回答数	カテゴリー	回答数
入居者同士のコミュニケーションの支援	19	プライバシーの保護	5
入居者同士のトラブルの仲裁	22	年齢差に関する配慮・対応	2
共同生活上のルールづくり	9	性に関する配慮・対応	3
自傷・他害行為がある入居者への対応	11	共用スペースや備品の管理	3
入居者に対応する職員の人数の少なさ	6	家族への対応	11
障害特性の理解など，職員の専門性の課題	28	その他	1
個人の生活時間の違いへの対応	3	特になし	2

※無効回答4件を除く

表7 知的障害のある人がグループホームで共同生活を行う上で重要だと思うこと（特に当てはまるもの3つまで）（N=47）

カテゴリー	回答数	カテゴリー	回答数
生活上のルール	18	入居者数にできるだけ近い職員配置	2
家事の役割分担	1	職員の専門性	15
入居者同士の交流	4	家族からの支援	4
入居者間での生活上の手助け	3	他の事業所・機関からの支援	2
1人で過ごせる時間や空間	20	地域住民からの支援	1
プライバシーの保護	3	防災・防犯	6
身辺の自立	9	感染症対策	4
他者との協調性	11	その他	3
自分の意思を伝える力	10	特になし	0
意思決定の支援	23		

※無回答1件，無効回答3件を除く

り、その支援を実践できる専門性を持った職員の確保・養成が求められている（表7）（網掛けの回答数は上位3つのもの）。

しかしその意思決定支援に職員が大きな困難を感じていることが、「こだわりの強い入居者と他の入居者がお互い心地良く生活するにはどうしたら良いのか?」「なぜそのような感情になるか、どのような思考を一緒にすべきか考えるのは難しい支援」「入居者、職員ともに多様な価値観があり、支援の方向性の統一に困難を感じる」「本当に自分のしている支援が利用者様の為になっているのか、“支援”なのか悩むことがある」「知的障害の特性を支援員（世話人）に上手く伝える方法を模索しています」などの自由記述から分かる。

グループホームはその規模や支援内容、運営体制から「一人職場」になりやすく、職員が孤立しやすい。そうした状況化で職員の専門性を高めていくことは、事業所内、法人内での勉強会や研修の機会を設けることも重要だが、各事業所の努力の問題だけにするのではなく、より構造的な課題を把握して体制を整備することも必要である。グループホームが「人間の尊厳を守る居住支援であるためには、生活主体の居住の場は住居内だけを意味するものでないことを確認したうえで、障害福祉サービスの全体が制限や制約を減らし、当事者が社会関係をつくり育てられる制度に変わっていく必要がある」（在原2022：130）ように、グループホームを含め現行の障害福祉サービスの人員配置基準や加算体制、サービス利用のあり方など、障害福祉サービスの課題として一体的に取り組みられることが必要だろう¹⁰⁾。

また共同生活の場においては、個人に対する意思決定の支援と、入居者同士の人間関係形成の支援が同時に行われていくことが重要

である。柏木希宇・松田英子は知的障害者ケアホーム（当時）における参与観察から、利用者とスタッフの関わりに比べて利用者同士の関わりが非常に少ないことをケアホームの特徴の一つとして挙げ、その理由には普段通りの生活を送ることを重視して、何かを主張したいときは他の入居者より影響力の高いスタッフに主張するという対処方略ができあがっていることが考えられるという（柏木・松田2016：48）。職員は入居者の生活環境を整え調整する役割を持ち、入居者同士のトラブルの仲介も行うが、入居者同士が、ともに暮らしている相手は誰で、お互いにこの生活空間を作り上げる主体であることを実感できるような働きかけも必要であるだろう。

（2）個別性を尊重しながらの共同生活

さらに今回のアンケートでは「生活上のルール」と「1人で過ごせる時間や空間」のどちらもが、グループホームでの生活で重要なことの上位3つに入った。この2つは個別の入居者への直接的な関わりというより、共同生活の場全体の運営、環境調整に関することである。先に、グループホームでの生活の意義として「身の回りのことを自分で行う力」が身につくことを見たが、しかしそれは共同生活を営む上での重要事項としてはそれほど上位ではなく、むしろ職員は知的障害者（入居者）自身の能力面ではなく、環境面を重視していることがうかがえる。ある職員は「制度、社会基盤の不備によって強性（ママ）された『共同性』は、GH（筆者注：グループホーム）入居者の（ママ）強いて負わせるモノでは無い」もので、「入居者本人の能力や成長に依拠する『共同性』は明確に否定すべき」という（アンケート自由記述より）。

つまり、現在も含めこれまで多様にグループホームの機能や役割が議論され、サービス類型が創設されてきたが、その前提である

「共同生活」そのものの意味を問い直す必要がある。障害者グループホームはその数を増やしてきているが、特に近年は障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入が多く、支援の質の低下が懸念される（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課2022：3）。さらに実質的にはグループホーム以外の居住の場を選択しづらい状況があるとすれば、よりいっそう、支援の質の確保の議論と合わせて、なぜ共同生活なのか、当事者（入居者）にとって共同生活を送ることの意味は何かなどの議論が重ねられる必要がある。

V. まとめと今後の課題

本研究では知的障害者の居住の場として、共同生活を前提としたグループホームに着目し、共同で暮らすという点からグループホームの意義や支援上の課題を明らかにした。冒頭で触れたように知的障害者の居住の場や同居者は、実際にはあまり選択肢がなく、固定化されている現状である。もちろん、グループホームにおける共同生活は一概に否定されるものではない。一人で暮らしたい人、家族と暮らしたい人、血縁関係にこだわらず他者と関わり合いながら暮らしたい人など、その意向はさまざまであるし、シェアハウスや高齢者のグループリビングなどのように積極的に他者との共同生活を選択する場合もある。

問題は、グループホームへの入居が既定路線となりその他の選択ができないような状況や、共同生活を「当たり前」にしてしまうことである。「『どこで誰と生活するか』は、サービスを利用しながら地域で生活している知的障がい者の生活に対する満足度に関わっている」（横山智美・松永公隆2017：166）からこそ、知的障害者が他者とともに暮らすことそのものの意味や、一人ひとりへの個別支

援とともに、共同生活という暮らし方およびその場を支えるための実践の視点や技術・方法の検討がさらに進められることが、今後の知的障害者の居住の場の支援において求められる。

なお本研究では、特定の性別の人を対象としたホームについての議論を深めることはできなかった。旧優生保護法（1948年～1996年）による強制不妊手術に象徴されるように、知的障害者は恋愛・結婚・子育ての機会から排除されやすい。また知的障害者の性的指向や性自認も決して一様ではないことは、まだまだ目が向けられていない。知的障害者のグループホーム、共同生活のあり方に関して、性に関する支援体制をどのように整備していくかが、本研究に残された課題である。

注

- 1) 外務省（2014）「障害者の権利に関する条約」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html（2024/5/14閲覧）を確認した。
- 2) 古屋・志賀・信原ら（2018）の調査は知的障害者に限ったものではないが、グループホーム入居者の7割以上が療育手帳所持者であったことから、知的障害者のグループホーム退去の理由として少なくないと考えられる。
- 3) 1つの共同生活事業所が複数の共同生活住居（ホーム）を有している場合もあるため、事業所単位での定員は多くなることもある。
- 4) 住居については、所有する住居数と類型別の住居数および建物構造別の住居数の回答内容に齟齬があるものを除外した49件を母数とした。
- 5) グループホームは1つの建物内に複数のホームがある場合もあるため、ホーム数と建物数の合計は必ずしも一致しない。
- 6) 職員数と業務内容の内訳の回答内容に齟齬があるものや、回答が不足しているものを除外した42件を母数とした。
- 7) 入居者に関する複数の質問項目の回答内容（入居者数）に齟齬があるものを除外した46件を母数とした。

- 8) たとえばテレビが共用スペースにしかない場合、テレビを視聴するには共用スペースで過ごすなど、自室の環境がグループホーム内での過ごし方に及ぼす影響は少なくないといえるだろう。
- 9) 「共同生活が入居者の生活の質の向上につながっていると思うこと」（複数回答）の回答上位3つである（無回答1件、無効回答2件を除く）。
- 10) アンケートの自由記述でも、知的障害者の通院に同行できるヘルパーの不足によりグループホームの職員がつききりで支援が必要であるのに対し、そういった支援に加算がなく厳しい現状があることが寄せられている。

引用・参考文献

- 在原理恵（2022）「居住支援における本質的価値と障害者グループホームの可能性」『発達障害研究』第44巻第2号，pp.122-130
- 古屋和彦・志賀利一・信原和典・岡田裕樹（2018）「グループホームにおける利用者の退所の実態に関する調査」『国立のぞみの園紀要』第11号，pp.80-84
- 堀内浩美（2013）「知的障害者の多様な形態の地域居住を実現するためのグループホームの役割—グループホーム制度創設に関わる構造的矛盾とその克服に関する文献研究を通して—」『社会福祉学評論』第12号，pp.1-17
- 一般社団法人日本グループホーム学会調査研究会（2019）「グループホームを利用する障害者の生活実態に関する調査研究（厚生労働省平成30年度障害者総合福祉推進事業）第1編第1部 量的調査」https://www.jgh-gakkai.com/pdf/Kadai2_2report1.pdf（2024/5/15閲覧）
- 鍛治智子（2024）『ケアの多元的社会化—知的障害者の地域での自立と「脱家族論」再考』誠信書房
- 柏木希宇・松田英子（2016）「参与観察法による知的障がい者ケアホームにおける利用者のニーズの質的分析」『江戸川大学紀要』第26号，

pp.43-50

- 公益財団法人日本知的障害者福祉協会（2021）「令和3年度全国グループホーム実態調査報告」<http://www.aigo.or.jp/choken/pdf/r3gh1chosa.pdf>（2024/5/15閲覧）
- 厚生労働省（2023）「令和4年社会福祉施設等調査の概況」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/dl/gaikyo.pdf>（2024/5/14閲覧）
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課（2022）「障害者の居住支援について③」（社会保障審議会障害者部会（第125回）資料1）<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000911116.pdf>（2024/5/14閲覧）
- 松永千恵子（2015）『知的障害者がグループホームに住めない理由—知的障害者グループホーム利用者の利用継続を促進／阻害する要因に関する研究』中央法規出版
- 宮本秀樹（2018）『障害者グループホームと世話人—言葉と支援とが出会う風景の中で』生活書院
- 中尾寛子・杉崎千洋・加川充浩（2007）「II 知的障害者グループホームにおける『関係支援』事例調査報告」『島根大学社会福祉論集』創刊号，pp.13-53
- 岡部茜（2020）「若者支援における『共同生活型支援』の位置づけと意義・課題に関する一考察—若者自立塾受託団体の資料分析から—」『哲学論集』第66号，pp.46-62
- 岡部真智子（2023）「居住の権利と社会福祉学の理念に関する研究—居住支援を推進するための視点—」『福祉健康科学研究』第18巻，pp.13-21
- PwCコンサルティング合同会社（2022）「令和3年度障害者総合福祉推進事業—グループホームの運営及び支援内容等の実態把握のための調査事業報告書」<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963526.pdf>（2024/5/14閲覧）
- 横山智美・松永公隆（2017）「知的障がい者の『どこで誰と生活するか』に関する一研究：社会福祉法人南高愛隣会における先駆的取り組みと利用者の意向調査を例として」『純心人文研究』第23号，pp.157-170